

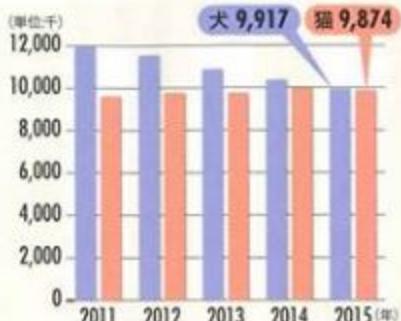
猫に特化することで成功できるリフォーム

「ペット可」でなく「猫ウェルカム」これが今後のキラーコンセプトに

【ペット可】としている物件でも猫はNGが多いとか、こんな状況を打開するため、自ら大変なことをなつて猫共生アパートを推奨している「ねこ先生」こと杉浦さんに話を伺いました。

銅育数は約1000万匹
市場の将来性は非常に有

日本ペットフード協会によると、
猫の飼育数は大とほは同数、約
1000万匹にもなります。私の
感覚では実際はもっと多く、「今は



出典：平成 27 年（2015 年）全国犬猫飼育実態調査
（一般社団法人 ペットコード協会）

かつたのです。退去した時初めてわかるという有様でした。長期間誰にも迷惑をかけることがないなら、対応してはどうかと思つたのです。担当している大家さんにも折に触れて提案したのですが、前

無理だからいいずれ飼いたい」という
潜むニーズも合わせると膨大な数
になると思われます。だから市場
のニーズは非常に高い。また、私
が犬ではなく猫にこだわるのは、
長く管理業を行ってきた経験から
です。以前はほとんどの賃貸物件
は「ペットNG」でした。それで
も隠れてペットを飼う人はいたの
ですが、犬は散歩に連れ出すとこ
ろを見られたり鳴き声で苦情が来
るのに、猫だとそんなケースはな

適切なリフオームを実施

退去者が出した場合の原状回復工事も、この5点セットを行つておけば、経験上、通常の工事とほとんど変わりありません。よっぽどの損傷があれば負担してもらうことを特約に入れておきましょう。

リフォームで済みます。また、空いたら一部屋からスタートできるのです。リフォームのポイントは単に「猫を飼える」許可ではなく、「猫共生（＝ウェルカム）」なので、私の場合は猫が快適に、幸せに過ごせるような必要不可欠なものを設置することを心がけています。基本は左ページで紹介している5つのアイテムです。決して費用が高額というわけではありませんから安心してください。また、

猫共生アパートにリブフォームする際のメリットは、共用部の工事を必要としないこと。居室だけの



**株式会社クラシヲ
代表取締役 杉浦 雅弘氏**
猫専用共生型賃貸住宅コンサルタント。自身も3棟の猫共生アパートを所有している。

猫共生賃貸住宅のリフォーム例



爪とぎ対応壁クロス

壁で爪とぎしても傷が付きにくいクロスを採用。カラーバリエーションが豊富なので様々な空間演出をすることも可能だ。爪とぎ用の専用板は別に用意してお気に入りの場所に設置する。

キャットウォーク

壁を補強して猫が登り降りできる棚を設置。人が届かない天井近くまで設置するのがポイント。遊び好きな猫がストレスを感じないように配慮を。

トイレ置き場

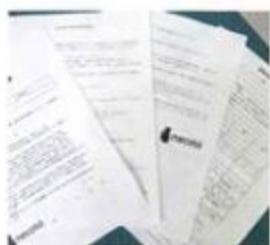
猫専用のトイレの場所を作る。このように新たに作るのはなく、柱の陰とか室内のデッドスペースに設けてOK。

脱走防止対策

猫が爪を立てても破れにくい特別仕様の網戸を採用。また、網戸を開けられないようにストッパーも設置する。

キズ防止床材

ざらつきがあって滑りにくく、かつ耐久性のある塗装製の床材で爪痕もつかない。



飼養ルール書、個体登録届出書、約定書（誓約書）を入居者と取り交わし、ルールに則った飼養を行ってもらう。



杉浦氏が所有する千葉県市川市の猫共生型賃貸住宅“necoto（ネコト）”第1号。築19年の時に購入し、内装のみならず外装・外構も一新。12戸中9戸の方が猫を飼っていて、常に満室の状況。

これは必ず行うこと 室内飼いと不妊・去勢手術

まず完全室内飼いにすることが絶対です。外へは出さないこと。また、猫の習性である爪とぎに対する対策はクロスや床に爪とぎに強い素材を用い、ご入居者に専用の爪とぎを用意してもらいます。特有の二オイを嫌う人もいますが、この原因はオスが発情期にだすマーキング物質です。これに関しては去勢手術することで解消できます。合わせてメスは不妊手術をして中性化することが飼い主の中でも常識化しています。不妊・去勢を徹底してください。その他トイレの処理の仕方や体の洗い方など、細かいところまでルール化して文書にしてください。私はこのほかに個体届出書、何あつた時に備え

た約定書も用意して納得して入つてもらうようにしています。

最後にこれまで「ペット可」でもなかつた物件を「猫共生」にした場合、以前から住む住人にはどう対応するか。これは誠意を持つお話するしかありません。ペットを飼いたい人が増えていること、世の中のニーズでもあること。それに応えるために猫共生型にすると、猫は外にも出さず、二オイもない。きちんととしたルールに則って飼つてもらいます、と。ただ、以上述べてきたことを個人のオーナー様がご自身で行うには難しいところがありますから、付き合いのある不動産会社や私どものような専門会社に相談してみるのもよいかかもしれません。